

目次

変更後	変更前
一、納骨堂における参拝・読経（削除）について ・・・・・・・・ 1	一、納骨堂における参拝・読経のお申込みについて ・・・・・・・・ 1
六、「築地本願寺納骨堂使用許可証」（削除）の再交付について・・・・・・・・ 3	六、「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」の再交付について・・・・ 3
九、礼拝施設利用について	九、礼拝施設使用について
資料	追加する
二、民法（抜粋）	

新旧対照条文表

一、納骨堂における参拝・読経について

変更後	変更前
<p>築地本願寺納骨堂（以下（削除）「納骨堂」という）の使用者は、以下に記載する納骨堂使用に関するすべての規程並びに国の法令を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>1、削除（以下、番号繰り上げ）</p> <p>1、参拝の度に、納骨堂区画の開閉、ご遺骨の出骨はできませんのでご了承ください。</p> <p>2、年忌法要等に際し、ご家族様のみでの個別の読経をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に本堂受付へお越しください。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～21日）、報恩講前日・報恩講（11月10日～16日）期間および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしておりません。</p> <p>3、納骨法要をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当</p>	<p>築地本願寺納骨堂（以下、「納骨堂」という）の使用者は、以下に記載する納骨堂使用に関するすべての規程並びに国家の法律を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>1、参拝・読経のお申し込みの際は「納骨堂使用者カード」を本堂受付に提示くだされば、すみやかに手続きができます。</p> <p>2、参拝の度に、納骨壇区画の開閉、ご遺骨の出骨はできませんのでご了承ください。</p> <p>3、盆会、彼岸会、納骨法要、年忌法要、ご祥月法要、ご命日法要等に際して読経をご希望の場合は、所定の読経申込書に記入のうえ、本堂受付にてお申し込みください。平常は本堂又は礼拝堂他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月21日）、報恩講前日・報恩講（11月11日～16日）期間および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしておりません。</p> <p>4、納骨法要については、本堂並びに礼拝施設にて法要を</p>

<p>日に1階サービスデスク受付へお越しください。(削除)</p> <p>礼拝施設にて法要をおつとめ後、係が納骨堂までご案内し、ご遺骨を納骨させていただきます。</p> <p>4、納骨堂での供物・供花はできません。</p> <p>5、納骨堂の参拝時間は、9時～17時です。</p> <p>※その他詳細については、1階サービスデスク受付にお問い合わせください。</p>	<p>おつとめ後、係が納骨堂までご案内し、ご遺骨を納骨させていただきます。</p> <p>5、供物、供花は、参拝・読経などがお済みになりましたら、各自でお持ち帰りください。</p> <p>6、参拝時間は、9時から17時までです。</p> <p>※その他詳細については、本堂受付にお問い合わせください。</p>
---	--

二、「築地本願寺納骨堂使用許可証」について

変更後	変更前
<p>1、管理者が、願書を受理し、納骨堂の使用を許可したとき、その証として「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を交付します。</p> <p>この許可証(削除)は、納骨・納骨堂使用権承継その他納骨堂に関するすべての手続きに際して必要ですので、大切に保管してください。</p>	<p>1、管理者が、願書を受理し、規程に適合するかどうかを厳正に審査し、適当と認めるとき、納骨堂の使用を許可したことの証として「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」を交付します。</p> <p>この許可証及びカードは、納骨・納骨堂使用権承継のほか納骨堂に関するすべての手続きに際して必要ですので、大切に保管してください。</p>

三、納骨・改葬について

変更後	変更前
<p>1、納骨堂にはご遺骨以外(遺品・備品等)納めることができません。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1) 「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を1階サービスデスク受付に提示し、「築地本願寺納骨届(以下「納骨届」という。)」(NS様式)をお受け取りください。</p> <p>(2) 「納骨届」には、下記の事項をご記入いただきます。</p> <p>①申請者の名前・住所(押印が必要)・電話番号</p> <p>②亡くなられた方の俗名(生前のお名前)</p> <p>③亡くなられた方の法名</p> <p>④亡くなられた方の命日</p>	<p>1、納骨壇にはご遺骨以外(遺品・備品等)納めることができません。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1) 「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」を受付に提示し、「築地本願寺納骨届」をお受け取りください。</p> <p>(2) 「納骨届」には、下記の事項をご記入いただきます。</p> <p>①亡くなられた方の法名</p> <p>②亡くなられた方の俗名(生前のお名前)</p> <p>③亡くなられた方のご命日</p> <p>④申請者の住所・名前(押印が必要)・電話番号</p>

<p>⑤亡くなられた方と納骨堂使用者との続柄</p> <p>⑥遺骨種別（本骨・分骨）</p> <p>⑦納骨堂区画</p> <p>※（削除）納骨堂使用者以外の方が代理で納骨届出書類を提出される場合、納骨堂使用者の承諾確認のため、納骨堂使用者の署名捺印が必要です。</p> <p>（3）添付書類として、本骨の場合は埋葬許可証、若しくは火葬証明書（または改葬許可証）、分骨の場合は分骨証明書の提出が必要です。</p> <p>ロ） 改葬の手続き方法</p> <p>（1）「築地本願寺納骨堂使用許可証」を1階サービスデスク受付に提示し、中央区役所所定の「改葬許可書申請書」に改葬（納骨堂から出骨）予定の遺骨が当該納骨堂に納骨してある事実の証明を受けてください。</p> <p>（2）上記の証明を受けた「改葬許可書申請書」を中央区役所に提出していただきます。</p> <p>（3）区役所にて「改葬許可証」を受け取り「築地本願寺出骨届（以下「出骨届という。）」（NS様式）に添えて受付に提示していただきます。</p> <p>ハ） 分骨・粉骨について</p> <p>ご遺骨は何体お納めしても構いませんが、納骨堂1基のスペースに限りがございます。分骨や粉骨により骨壺を小さくすることで、複数の納骨が可能です。ご希望の方は、1階サービスデスク受付にご相談ください。</p>	<p>※特に、納骨堂使用者以外の方が代理で納骨届出書類を提出される場合、納骨堂使用者の承諾確認のため、納骨堂使用者の署名捺印が必要です。</p> <p>（3）添付書類として、本骨の場合は火葬許可証（または改葬許可証）、分骨の場合は分骨証明書の提出が必要です。</p> <p>ロ） 改葬の手続き方法</p> <p>（1）「築地本願寺納骨堂使用許可証」を本堂受付に提示し、「改葬許可申請書」に改葬（納骨堂から出骨）予定の遺骨が当該納骨堂に納骨してある事実の証明を受けてください。</p> <p>（2）上記の証明を受けた「改葬許可申請書」を中央区役所に提出していただきます。</p> <p>（3）区役所にて「改葬許可証」を受け取り「出骨届」に添えて受付に提出していただきます。</p> <p>ハ） 分骨・収骨について</p> <p>ご遺骨は何体お収めしても構いませんが、納骨壇1基のスペースに限りがございます。分骨や粉骨により骨壺を小さくし、複数納骨を希望の方は、本堂受付にご相談ください。</p>
--	---

四、年次冥加の納付について

変更後	変更前
<p>年次冥加ご納入については当年度分を4月1日から12月31日の間に（削除）ご納付ください。</p>	<p>年次冥加ご納入については当年度分を4月1日から12月31日の間に本堂受付にてご納付ください。</p>

五、納骨堂使用許可の取り消しについて

変更後	変更前
(1) 納骨堂使用者が浄土真宗本願寺派を離れたとき、又は承継者が浄土真宗本願寺派を離れた場合	(1) 納骨堂使用者が宗派を離れたとき、又は承継者が宗派を離れた場合
(6) 管理者の許可なくして納骨堂使用の権利を他人に譲渡や転貸したとき、又はこれを実行しようとした場合	(6) 管理者の許可なくして納骨堂使用の権利を他人に譲渡や転貸したとき又はこれを実行しようとした場合

六、

変更後	変更前
<p>六、「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)の再交付について</p> <p>次のような場合には「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)の再交付の手続きをしてください。</p> <p>(1) 「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を紛失または汚損した場合</p> <p>(2) 納骨堂使用者の住所・改姓・改名などが生じた場合</p> <p>① 各種証明書再交付願 (SS様式)</p> <p>② 「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)</p> <p>※詳細については、1階サービスデスク受付にお問い合わせください。</p> <p>※削除</p>	<p>六、「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」の再交付について</p> <p>次のような場合には「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」の再交付の手続きをしてください。</p> <p>(1) 「築地本願寺納骨堂使用許可証」及び「納骨堂使用者カード」を紛失または汚損した場合</p> <p>(2) 納骨堂使用者の住所・改姓・改名などが生じた場合</p> <p>① 使用許可証再交付願</p> <p>② 築地本願寺納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カード</p> <p>※詳細については、本堂受付にお問い合わせください。</p> <p>※納骨堂使用者カードの再発行には金5千円を頂戴いたします。</p>

七、納骨堂使用权の承継について

変更後	変更前
<p>イ) 納骨堂使用者が死亡した場合の承継についての手続き期間は、築地本願寺納骨堂管理規程第9条2項に基づき、死亡日の翌日より1年以内と定められています。納骨堂使用者死亡により使用者不在のまま放置されますと、今後の納骨堂使用に際し支障をきたします。納骨堂使用許可取り消しの対象となりますので、すみやかに承継(名義変更)</p>	<p>イ) 納骨堂使用者死亡により使用者不在のまま放置されますと、今後の納骨堂使用に際し支障をきたします。納骨堂使用者が死亡した場合の承継についての手続き期間は、築地本願寺納骨堂管理規程第9条2項に基づき、死亡日の翌日より1年以内と定められています。取り消しの対象となりますので、すみやかに承継(名義変更)手続きを行って</p>

<p>手続きを行ってください。</p> <p>①墓地・納骨堂使用承継願 (SY様式) (備付・承継者記入)</p> <p>※所属寺住職の証明 (押印) が必要となります。</p> <p>②削除 (以下、番号繰り上げ)</p> <p>②「築地本願寺納骨堂使用許可証」 (削除) (現使用者名のもの)</p> <p>※「築地本願寺納骨堂使用許可証」 (削除) を紛失の場合は、「各種証明書再交付願」 (備付・承継者記入) を提出ください。</p> <p>④削除 (以下、番号繰り上げ)</p> <p>③墓地・納骨堂使用承継に関する同意書(以下「同意書」という。) (DS様式) (備付・関係者記入)</p> <p>現使用者(死亡の場合)と承継者との続柄によっては、関係者の同意書が必要となります。</p> <p>④築地本願寺倶楽部 (護持講) 承継届 (TG様式) (備付・承継者記入)</p> <p>※築地本願寺護持講入講者に限る。</p> <p>⑤ 印鑑登録証明書 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参)</p> <p>承継者の証明書一通</p> <p>同意書の提出がある場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>⑥各種謄本・改製原戸籍・全部事項証明書等 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p> <p>・現使用者と承継者との関係が明らかになるもの</p> <p>参考) 現使用者の出生から死亡までの戸籍謄本 (除籍謄本・改製原戸籍謄本/承継予定者の現在の戸籍謄本)</p>	<p>ください。</p> <p>①納骨堂使用権承継願書 (備付・承継者記入)</p> <p>※所属寺住職の証明 (押印) が必要となります。</p> <p>②納骨堂使用誓約書 (備付・承継者記入)</p> <p>※納骨堂使用に際しての使用者の遵守事項の誓約</p> <p>③現名義人使用許可証及び納骨堂使用者カード</p> <p>※使用許可証及び使用者カードを紛失の場合は、「紛失届」 (備付・承継予定者) を提出ください。</p> <p>④念書 (備付・承継者記入)</p> <p>※納骨堂使用権承継の後、他より異議申し立てがあった場合、家庭裁判所にて決議した判断に従い承継するとの誓約</p> <p>⑤同意書</p> <p>※現使用者 (死亡の場合) と承継予定者との続柄によっては、関係者の同意書が必要となります。</p> <p>⑥築地本願寺 納骨堂 (護持講) 承継にかかる変更事項 (備付・承継者記入)</p> <p>⑦印鑑登録証明書 (取得日より6ヵ月有効・複写可、但し原本持参)</p> <p>承継予定者の証明書一通</p> <p>(同意書の提出がある場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一通)</p> <p>⑧各種謄本・改製原戸籍・全部事項証明書等 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p> <p>■現名義人と承継予定者との関係が明らかになるもの (参考※現使用者の出生から死亡までの戸籍謄本 (除籍謄本・改製原戸籍謄本/承継予定者の現在の戸籍謄本)</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・同意書がある場合は現使用者と同意者との関係が明らかになるもの 参考) 同意者の現在の戸籍謄本 ・現使用者死亡が確認できるもの 参考) 除籍謄本・火葬許可証等 ・その他、納骨堂管理者が提出を求めた謄本類 <p>⑦手続き冥加 金1万円</p> <p>(削除)</p> <p>⑧その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類</p> <p>ロ) 生前による承継手続きについて</p> <p>①削除 (以下、番号繰り上げ)</p> <p>①墓地・納骨堂使用承継願 (SY様式) (備付・承継者記入)</p> <p>※所属寺住職の証明 (押印) が必要となります。</p> <p>③削除 (以下、番号繰り上げ)</p> <p>②「築地本願寺納骨堂使用許可証」(現使用人名のもの)</p> <p>※「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を紛失の場合は、「各種証明書再交付願」(SS様式)を提出ください。(現使用者に記入いただきます)</p> <p>③築地本願寺倶楽部(護持講)承継届 (TG様式) (備付・承継者記入)</p> <p>※築地本願寺護持講入講者に限る。</p> <p>④全部事項証明書等 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現使用者と承継予定者との関係が明らかになるもの ・その他、納骨堂管理者が提出を求めた謄本類 <p>⑤ 印鑑登録証明書 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参)</p> <p>現使用者及び承継者のもの各一通</p> <p>⑥手続き冥加 金1万円</p> <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■同意書がある場合は現名義人と同意者との関係が明らかになるもの (参考※同意者の現在の戸籍謄本) ■現名義人死亡の確認ができるもの (参考※除籍謄本・火葬許可証等) ■その他、納骨堂管理者が提出を求めた謄本類 <p>⑨手続き冥加 金1万円</p> <p>(納骨堂使用者カード再交付の場合は、別途金5千円を頂戴いたします)</p> <p>⑩その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類</p> <p>ロ) 生前による承継手続きについて</p> <p>①納骨堂使用権名義変更願書 (備付・現名義人記入)</p> <p>②納骨堂使用権承継願書 (備付・承継予定者記入)</p> <p>※所属寺住職の証明 (押印) が必要となります。</p> <p>③納骨堂使用誓約書 (備付・承継予定者記入)</p> <p>④築地本願寺納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カード</p> <p>(現名義人名のもの)</p> <p>※使用許可証及び使用者カードを紛失の場合は、「紛失届」を提出ください。(現使用者に記入いただきます)</p> <p>⑤築地本願寺納骨堂 (護持講) 承継にかかる変更事項 (備付・承継者記入)</p> <p>⑥全部事項証明書等 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p> <p>現名義人と承継予定者との関係が明らかになるもの</p> <p>その他、納骨堂管理者が提出を求めた謄本類</p> <p>⑦印鑑登録証明書 (取得日より3ヵ月有効・複写可、但し原本持参)</p> <p>現名義人及び承継予定者のもの各一通</p> <p>⑧手続き冥加 金1万円</p> <p>(納骨堂使用者カード再交付の場合は、別途金5千円)</p>
--	--

⑦その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類	を頂戴いたします) ⑨その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類
----------------------	-----------------------------------

八、納骨堂使用权の返還について

変更後	変更前
<p>(3) 使用していた納骨堂を原状に復し、無条件で返還になります。</p> <p>●手続きに必要なもの</p> <p>①墓地・納骨堂使用权返還届 (SH様式)</p> <p>②印鑑登録証明書 (取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参)</p> <p>③「築地本願寺納骨堂使用許可証」</p> <p>④出骨届 (NS様式) ※遺骨が納骨されている場合</p> <p>⑤改葬許可書申請書 (中央区役所所定)</p> <p>※遺骨が納骨されている場合</p> <p>⑥各種証明書再交付願 (SS様式)</p> <p>※「築地本願寺納骨堂使用許可証」紛失の場合</p>	<p>(3) 使用していた納骨堂を原状に復し、無条件で返還になります。</p> <p>※詳細については、本堂受付にお問い合わせください。</p>

九、

変更後	変更前
<p>九、礼拝施設利用について</p> <p>(1) 浄土真宗本願寺派僧侶の利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出ください。 (削除)</p> <p>(2) 礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を申し受けま</p> <p>す。</p> <p>(3) 礼拝施設利用時間は、30分以内 (削除) といたします。</p> <p>(4) 読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職 (または所属する浄土真宗本願寺派僧侶) にてお願いします。</p>	<p>九、礼拝施設使用について</p> <p>(1) 東京教区外の本派僧侶の使用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出ください。</p> <p>なお、東京教区内の本派僧侶が使用する場合には、事前に本堂受付にお問い合わせください</p> <p>(2) 礼拝施設使用にあたり、施設使用懇志を申し受けま</p> <p>す。</p> <p>(3) 礼拝施設使用時間は、30分以内を限度といたします。</p> <p>(4) 読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職 (または同行する本派僧侶) にてお願いします。</p>

変更後	変更前
<p>二、民法（抜粋）平成17・4・1</p> <p>第八九七条 祭祀に関する権利の承継</p> <p><条文></p> <p>第一項 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。</p> <p>第二項 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。</p>	追加する

築地本願寺納骨堂管理規程

築地本願寺納骨堂管理規程の一部を次のように変更する。

新旧対照条文表

案（変更後）	現行（変更前）
<p>（納骨堂使用者）</p> <p>第4条</p> <p>2 納骨堂使用者は、浄土真宗本願寺派（削除）に所属する寺院、教会、都市開教布教所、僧侶及び門信徒に限る。但し、特別な事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 納骨堂使用者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しないもの、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。</p> <p>4 前各号に定めるほか、納骨堂使用が相当でないと管理者が認めるときは、納骨堂使用許可しないことができるものとする。</p> <p>（使用の目的）</p> <p>第5条 納骨堂は、遺骨を安置する目的に供する。</p> <p>（納骨堂使用冥加及び年次冥加）</p> <p>第7条</p> <p>4 納骨堂使用冥加及び年次冥加について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、納骨堂使用者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。</p>	<p>（納骨堂使用者）</p> <p>第4条</p> <p>2 納骨堂使用者は、浄土真宗本願寺派（以下「宗派」という。）に所属する寺院、教会、都市開教布教所、僧侶及び門信徒に限る。但し、特別な事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 納骨堂使用者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者とする。</p> <p>4 条文を追加する</p> <p>（使用の目的）</p> <p>第5条 納骨堂は、遺骨を安置する目的のほかに使用することはできない。</p> <p>（納骨堂使用冥加及び年次冥加）</p> <p>第7条</p> <p>4 条文を追加する</p>

<p>(納骨堂使用許可の取り消し)</p> <p>第8条 (一) 納骨堂使用者が浄土真宗本願寺派を離れたとき、又は承継者が浄土真宗本願寺派を離れたとき (十) 前各号の外、管理者の指示に違反したことが明らかなきとき 2 管理者は、前各号の規定により、使用許可を取り消した区画については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、遺骨を一定の場所に移動又は改葬することができる。 5 第1項の規定により使用許可が取り消しになり、使用者が第3項の処置を行わなかった場合、管理者は、当該区画に埋葬される遺骨の一部又は全てを和田堀廟所総廟（合葬墓地）へ改葬し、以後の遺骨返還には応じない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第9条 納骨堂使用権は、納骨堂使用者の死亡による場合を除き、承継することができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合においては、親族は管理者の許可を得て、納骨堂使用権を生前承継することができる。</p> <p>(納骨堂の変更等)</p> <p>第10条 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合に、納骨堂使用者の便益を考慮し、且つ、宗教的な尊厳を損傷しない範囲において、区画の指定替え又は改葬、若しくは変更を命ずることができる。</p> <p>築地本願寺納骨堂管理規程の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。</p>	<p>(納骨堂使用許可の取消)</p> <p>第8条 (一) 納骨堂使用者が宗派を離れたとき、又は承継者が宗派を離れたとき (十) 前各号の外、管理者の指示に違反したことが明らかなきとき 2 管理者は、前各号の規定により、使用許可を取り消した区画については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、遺骨を一定の場所に移動し又は改葬することができる。 5 第1項の規定により使用許可が取り消しになり、使用者が第3項の処置を行わなかった場合、管理者は、当該区画に埋葬される遺骨の一部又はすべてを和田堀廟所総廟（合葬墓地）へ改葬し、以後の遺骨返還には応じない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第9条 納骨堂使用権は、納骨堂使用者の死亡による場合の外、承継することができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合においては、親族は管理者の許可を得て、納骨堂使用権を生前承継することができる。</p> <p>(納骨堂の変更等)</p> <p>第10条 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合に、納骨堂使用者の便益を考慮し、且つ、宗教的な尊厳を損傷しない範囲において、区画の指定替え又は改葬若しくは変更を命ずることができる。</p> <p>第12条の下、追加</p>
--	--

築地本願寺納骨堂施行細則

築地本願寺納骨堂施行細則の一部を次のように変更する。

新旧対照条文表

案 (変更後)	現行 (変更前)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 築地本願寺納骨堂管理規程第12条の規定に基づき、納骨堂管理についての明細は、以下に定めるところによる。</p> <p>(使用許可証の交付)</p> <p>第2条 築地本願寺納骨堂管理規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、納骨堂使用を願い出る場合は、「築地本願寺納骨堂使用許可願（ND様式）（削除）」を提出し、管理者の許可を得た後、納骨堂使用冥加を納付しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の願書を受理し、規程に適合すると認めるときは、「築地本願寺納骨堂使用許可証（削除）を交付する。</p> <p>3 前記願書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から6ヵ月有効）を添付しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 築地本願寺納骨堂管理規程第12条の規定に基づき、納骨堂管理の施行細則は、築地本願寺の定めるところによる。</p> <p>(使用許可証の交付)</p> <p>第2条 築地本願寺納骨堂管理規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、納骨堂使用を願い出る場合は、築地本願寺納骨堂使用許可願・誓約書・申込書（第1号様式）を提出し、管理者の許可を得た後、納骨堂使用冥加を納付しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の願書を受理したときは、規程に適合するか否かを厳正に審査し、適当と認めるときは、築地本願寺納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カードを交付する。</p> <p>3 前記願書及び誓約書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から6ヵ月有効）を添付しなければならない。</p>

<p>5 「築地本願寺納骨堂使用許可証」は、必要の都度、提示しなければならない。</p> <p>(納骨堂年次冥加) 第4条</p> <p>2 納骨堂年次冥加、当年度分を4月1日から12月31日の間に管理者に納入するものとする。但し、管理者が、特別の事由があると認めるときは、数年分を一括して前納することができる。</p> <p>4 納骨堂年次冥加は、分納することができない。</p> <p>(使用納骨堂の返還) 第5条 納骨堂の使用を放棄するときは、管理者に「墓地・納骨堂使用権返還届」(SH様式)を提出したうえで遺骨を引き取り、使用していた納骨堂の模様を原状に復し、無条件で返還するものとする。</p> <p>(納骨堂使用許可証の返還及び再交付) 第6条 規程第8条の規定に基づき、納骨堂使用の許可を取り消された者は、「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を返還し、遺骨を引き取らなければならない。</p> <p>2 「築地本願寺納骨堂使用許可証」(削除)を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を「各種証明書再交付願」(SS様式)をもって願い出なければならない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継) 第7条 規程第9条の規定に基づき、納骨堂使用権を承継する場合は、次の関係書類に承継手続冥加を添えて提出のうえ、納骨堂使用の承継を申し出なければならない。</p> <p>(一) 現使用者死亡の場合による承継手続きの場合</p> <p>①墓地・納骨堂使用承継願(SY様式)</p> <p>②「築地本願寺納骨堂使用許可証」(現使用者名のもの)</p> <p>③同意書(DS様式)</p> <p>④築地本願寺倶楽部(護持講)承継届(TG様式) ※築地本願寺護持講入講者に限る</p> <p>⑤承継者印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参) ※同意書の提出がある場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>⑥各種謄本、改製原戸籍、全部事項証明書等(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p> <p>⑦その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類</p> <p>(二) 生前による承継手続きの場合</p> <p>①墓地・納骨堂使用権承継願書(SY様式)</p> <p>②「築地本願寺納骨堂使用許可証」(現使用者名のもの)</p> <p>③築地本願寺倶楽部(護持講)承継届(TG様式) ※築地本願寺護持講入講者に限る</p> <p>④全部事項証明書等(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可)</p>	<p>5 納骨堂使用許可証は、必要の都度、提示しなければならない。</p> <p>(納骨堂年次冥加) 第4条</p> <p>2 納骨堂年次冥加、当年度分を4月1日から12月31日の間に管理者に納入するものとする。但し、管理者が、特別の理由があると認めるときは、数年分を一括して前納することができる。</p> <p>4 条文を追加する</p> <p>(使用納骨堂の返還) 第5条 納骨堂の使用を放棄するときは、管理者に納骨堂使用権返還届(第2号様式)を提出し、許可を得たのち遺骨を引き取り、使用していた納骨堂の模様を原状に復し、無条件で返還するものとする。</p> <p>(納骨堂使用許可証の返還及び再交付) 第6条 規程第8条の規定に基づき、納骨堂使用の許可を取り消された者は、築地本願寺納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カードを返還し、遺骨を引き取らなければならない。</p> <p>2 築地本願寺納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カードを紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を再交付願(第3号様式)をもって願い出なければならない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継) 第7条 規程第9条の規定に基づき、納骨堂使用権を承継する場合は、次の手続きにより、納骨堂使用権承継願書(第4-1号様式)・納骨堂変更事項届(第4-2号様式)及び納骨堂使用誓約書(第4-3号様式)に、関係書類及び承継手続冥加を添えて、納骨堂使用の承継を申し出なければならない。</p> <p>(一) 現名義人死亡の場合による承継手続きは、関係書類として、現名義人納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カード、念書(第4-4号様式)、承継者印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参)、各種謄本・改製原戸籍・全部事項証明書等(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、戸籍抄本原則不可)、納骨堂使用権承継同意書(第4-5号様式)及び、同意者印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効)を提出しなければならない。</p> <p>(二) 生前による承継手続きは、関係書類として、納骨堂使用権名義変更願書(現名義人提出、第4-6号様式)、現名義人納骨堂使用許可証及び納骨堂使用者カード、念書、戸籍謄本、印鑑登録証明書を提出しなければならない。</p>
---	---

<p>⑤印鑑登録証明書（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参） 現使用者及び承継者のもの各一通</p> <p>⑥その他、納骨堂管理者が提出を求めた書類</p> <p>2 承継者は、民法第897条に定める墳墓の所有権を承継すべき者とする。但し、被相続人の指定（遺言公正証書・遺言書等）がある場合はその主宰すべきものが承継することができる。</p> <p>3 納骨堂使用者が、規程第9条及びこの施行細則前項の規定による承継人が将来得られないと予想される場合、またこれに準ずる事由などによって無縁になるおそれがある場合において、その事由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は、特別の措置を講ずることができる。（TE-1号、TE-2号、合意書）</p> <p>4 前項の手続きを申請せず納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が納骨堂の管理が困難である場合において、その事由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は（削除）特別の措置を講ずることができる。（TE-1号、TE-2号、合意書、SH2号様式）</p> <p>（各種手続冥加）</p> <p>第8条 前条の使用許可証の承継の変更の場合には金1万円を（削除）手続冥加として納付しなければならない。</p> <p>（使用上の制限）</p> <p>第10条</p> <p>3 使用を承認された者は、原状を変更することはできない。但し、特別の事由がある場合に管理者の承認を受け、その承認を受けたところに従って変更するときはこの限りでない。</p> <p>（変更の手続き）</p> <p>第11条 使用者が住所、改姓・改名等の変更があった場合は、「顧客情報変更届」（KH様式）及び住民票（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明書（免許証等）の複写（原本持参）を速やかに管理者に届け出なければならない。</p> <p>（礼拝施設の利用）</p> <p>第12条 礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとする。（削除）</p> <p>3 礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に申し込むことにより、浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用することができる。利用時間は30分（削除）を限度とする。なお、利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>4 前項の利用にあたっては、施設利用冥加を納付するものとする。基準については別に定める。</p> <p>（勤行について）</p> <p>第13条 法要を希望する場合は、（削除）所定の読経申込書に記入し、申し込むものとする。</p>	<p>2 承継人は、民法第897条に定める墳墓の所有権を承継すべき者とする。但し、被相続人の指定（遺言公正証書・遺言書等）がある場合はその主宰すべきものが承継することができる。</p> <p>3 納骨堂使用者が、規程第9条及びこの施行細則前項の規定による承継人が将来得られないと予想される場合、またこれに準ずる事由などによって無縁になるおそれがある場合において、その理由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は、特別の措置を講ずることができる。（第5-1号及び第5-3号様式）</p> <p>4 前項の手続きを申請せず納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が納骨堂の管理が困難である場合において、その理由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は、特別の措置を講ずることができる。（第2-2号及び第2-3号及び第5-1号及び第5-4号様式）</p> <p>（各種手続冥加）</p> <p>第8条 前条の使用許可証の承継の変更の場合には金1万円、納骨堂使用者カード再交付の場合には金5千円、それぞれ手続冥加として納付しなければならない。</p> <p>（使用上の制限）</p> <p>第10条</p> <p>3 使用を承認された者は、原状を変更することはできない。但し、特別の理由がある場合に管理者の承認を受け、その承認を受けたところに従って変更するときはこの限りでない。</p> <p>（変更の手続き）</p> <p>第11条 使用者が住所、改姓・改名等の変更があった場合は、変更事項届（第9号様式）及び住民票（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明書（免許証等）の複写（原本持参）を速やかに管理者に届け出なければならない。</p> <p>（礼拝施設の使用）</p> <p>第12条 礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとし、他の宗教団体等の法要儀式若しくはそれに類似する行事等は、一切行うことができない。</p> <p>3 礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前申込みことにより、東京教区内寺院に所属する僧侶が使用することができる。使用時間は30分以内を限度とする。なお、教区外の本派僧侶の使用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>4 前項の使用にあたっては、施設使用冥加を納付するものとする。基準については別に定める。</p> <p>（勤行について）</p> <p>第13条 法要を希望する場合は、本堂受付所定の読経申込書に記入し、申し込むものとする。</p>
--	---

<p>(委託管理)</p> <p>第14条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において、管理者は専門業者に委託することができる。</p> <p>築地本願寺納骨堂施行細則の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。</p>	<p>(委託管理)</p> <p>第14条 納骨堂の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、宗教的尊厳をおかさない範囲において管理者は、その管理を専門業者に委託することができる。</p> <p>追加する</p>
--	---